

執筆者:

E-mail☒ [吉本 祐介](#)

E-mail☒ [我妻 由香莉](#)

E-mail☒ [レイナー・ファウスティン・ジョナサン<sup>1</sup>](#)

E-mail☒ [プートリ・ベニング・ララサティ<sup>1</sup>](#)

企業競争監視委員会 Komisi Pengawas Persaingan Usaha (以下「KPPU」といいます。)は、2023年 KPPU 規則第3号(以下「2023年 KPPU 規則」といいます。)を制定しました。これにより、従前の企業結合届出規則(2019年 KPPU 規則第3号(以下「2019年 KPPU 規則」といいます。))に基づく取扱いが変更されることとなります。

2023年3月31日付で発効した2023年 KPPU 規則は、KPPU に対する企業結合届出義務が生じるか否かの判断基準について重要な変更を加えています。もっとも、2023年3月31日より前に KPPU に提出された相談および届出は、引き続き2019年 KPPU 規則の対象となります。

2023年 KPPU 規則による変更の要点は、以下の通りです。

## 1. 企業結合届出要件:F2F(Foreign to Foreign)取引における地域関連要件

2023年 KPPU 規則によれば、すべての取引当事者がインドネシアにおいて資産または売上げがある場合にのみ、企業結合の届出義務が生じます。これは、一部の取引当事者がインドネシアにおいて資産または売上げがある場合に企業結合届出の義務を課した2019年 KPPU 規則と比較して、注目すべき変更です。

なお、届出義務が生じるのは、以下のいずれかを満たす場合です。

1. インドネシアにおける総資産価値が2.5兆ルピア(全当事者が銀行業の場合、20兆ルピア)を超える場合
2. インドネシアにおいて生じた総売上額(インドネシアからの輸出を除く)が5兆ルピアを超える場合

## 2. 資産価値の計算

2019年 KPPU 規則、2023年 KPPU 規則ともに、資産価値を計算する際、すべての当事者の資産を合算しますが、2019年 KPPU 規則のもとでは、すべての当事者の世界全体の総資産を基準に計算するのに対して、2023年 KPPU 規則のもとでは、インドネシア国内の資産のみを基準として計算します。

## 3. 企業結合届出の手数料

2023年5月5日現在、企業結合届出の手数料は、非租税国家歳入として次の算式に基づいて計算されます。

$0.004\% \times [\text{資産価値または売上額が届出基準額を超える場合に、そのいずれか低い方}]$

<sup>1</sup> 提携事務所所属

資産価値または売上額は、以下の資産または売上げをもとに計算されます。

1. 吸収合併存続会社、新設合併存続会社、買収の買主および買収の対象会社 並びに
2. 吸収合併存続会社、新設合併存続会社、買収の買主および買収の対象会社によって直接的または間接的に支配されている会社

なお、手数料額は、1億5000万ルピア(1米ドルを15,000ルピアとした場合、約10,000米ドル)を上限とし、当該取引が政府の政策によるものである場合など、一定の条件のもとで免除される場合があります。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 